

商工委員会議録 第七号

昭和三十年十二月十五日(木曜日)

午前十一時十二分開議

出席委員

委員長 神田 博君

理事小笠 公昭君 理事鹿野 彦吉君

理事佐本 一雄君 理事中崎 敏君

理事永井勝次郎君

阿左美廣治君 秋田 大助君

大倉 三郎君 菅野和太郎君

椎名悦三郎君 島村 一郎君

鈴木周次郎君 田中 角榮君

田中 龍夫君 中村庸一郎君

野田 武夫君 前田 正男君

伊藤卯四郎君 加藤 清二君

片島 港君 櫻井 奎夫君

田中 武夫君 帆足 計君

松平 忠久君 八木 昇君

出席國務大臣 石橋 湛山君

出席産業大臣 川野 芳満君

出席政府委員 政務次官 岩武 照彦君

通商産業事務官(大臣官房長) 板垣 修君

通商産業事務官(通商局長) 松尾 金藏君

通商産業事務官(通商局長) 板垣 修君

通商産業事務官(通商局長) 松尾 金藏君

通商産業事務官(通商局長) 板垣 修君

通商産業事務官(通商局長) 松尾 金藏君

通商産業事務官(通商局長) 板垣 修君

通商産業事務官(通商局長) 松尾 金藏君

通商産業事務官(通商局長) 板垣 修君

通商産業事務官(通商局長) 松尾 金藏君

通商産業事務官(通商局長) 板垣 修君

通商産業事務官(通商局長) 松尾 金藏君

通商産業事務官(通商局長) 板垣 修君

通商産業事務官(通商局長) 松尾 金藏君

通商産業事務官(通商局長) 板垣 修君

通商産業事務官(通商局長) 松尾 金藏君

通商産業事務官(通商局長) 板垣 修君

通商産業事務官(通商局長) 松尾 金藏君

通商産業事務官(通商局長) 板垣 修君

十二月十四日

鉱業法の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)(参議院送付)

同日

中国における日本見本市開催の請願

(中村高一君紹介)(第三四三三号)

北海道総合開発促進に関する請願

(町村金五君紹介)(第三五九号)

田子倉及び奥只見電源開発促進等に関する請願(愛知揆一君紹介)(第三六〇号)

石油資源開発株式会社への国家投資に関する請願(伊藤卯四郎君紹介)(第三七七号)

同(神田博君紹介)(第四五五号)

中国向木造船の輸出認可に関する請願(池田正之輔君紹介)(第四五六号)

国産しゆ、纖維生産業の危機打開対策確立に関する請願(世耕弘一君紹介)(第四五七号)

芽登第一、第二発電所工事促進に関する請願(森三樹二君紹介)(第五三六号)

の審査を本委員会に付託された。

同日

離島振興法に基づく土地改良事業の指定等に関する陳情書(長崎県町村議会議長会長長浦口淳一)(第二六五五号)

石油資源総合開発五箇年計画実施に関する陳情書(新潟県中頸城郡湯町村長藤澤清治外一名)(第二六七七号)

石油資源開発株式会社への国家投資に関する陳情書(東京都新宿区東大

久保全国石油鉱業労働組合中央委員長加藤勇)(第二六八号)

中小企業振興対策確立に関する陳情書(東京都議会議長四宮久吉外八名)(第二六九号)

中小企業関係金融機関等に対する政府資金の長期融資に関する陳情書(東京都議会議長四宮久吉)(第二七〇号)

熊野川電源開発促進に関する陳情書(東京都議会議長四宮久吉)(第二七一〇号)

工鉱業地帯整備促進法の制定促進に関する陳情書(東京都議会議長四宮久吉)(第二七二二号)

同(東京都議会議長四宮久吉外八名)(第二九六六号)

百貨店法の制定に関する陳情書(名古屋市市議会議長田中鉄雄)(第二七三三号)

コカコーラ輸入反対に関する陳情書(松山市一番町愛媛県庁内愛媛県農業会議会長堀本宣実)(第二七四号)

国土総合開発事業調整費予算確保に関する陳情書(東京都議会議長四宮久吉)(第二九二二号)

を本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

小委員及び小委員長の選任

鉱業法の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)(参議院送付)

〇神田委員長 これより会議を開きます。

鉱業法の一部を改正する法律案を議

題とし、質疑に入ります。質疑の通告があります。順次これを許します。田中武夫君。

〇田中(武)委員 鉱業法の一部改正に関する法律案について若干の質問をいたしたいと存じます。

まず第一に、この改正は同一鉱区に二つの権利が競合するといいますが、重複するような場合、従来の権利者との関係についてどのように調節するかの点について、その点についてもう少しはっきりした御説明を願いたいと思います。

それからこれによってウラン鉱とかトリウム鉱とかを採掘した後のいわゆる選鉱とか製錬以後の過程をどこの手においてやるのか。この採掘した人が全部やるのか、それとも採掘したウラン鉱その他を取り上げて他の機関においてやるのか、その点をはっきりとお示しを願いたいと思います。

〇石橋國務大臣 技術的なことは私にはわかりませんが、鉱山局長からお答えいたします。

〇松尾政府委員 御承知のように、現在日本に予想されておりますウラン鉱、トリウム鉱は、すでに法定鉱物となっておりましてはかの鉱物と一緒に混在する場合が多いといわれておるのであります。そういう場合には、ただいま御指摘のございましたように、鉱区が重複する場合が非常に多いわけでありまして、今回の鉱業法の改正におきまして、その取り扱い方は、前に石炭石以下七つの法定鉱物を追加

たしました際に、ただいま申し上げました二重鉱区その他の経過規定を設けたのであります。その際の経過規定の取り扱い方と若干趣旨は違いますが、大体同様の趣旨に置いておるのであります。今回の場合におきましても大体前回の場合と同様に、すでに他の法定鉱物について鉱業権の鉱区の設定をしておられる方で、その同じ鉱床内に今回のウラン鉱、トリウム鉱の鉱物があるといふようなことの判定ができれば、ウラン鉱、トリウム鉱についても鉱区を取りたいという場合におきましては、現在の鉱業法の六十七条の規定によりまして、そのウラン鉱、トリウム鉱がさらにあることを確認して追加ができる、そういう意味で同じ鉱床内に混在してありますウラン鉱、トリウム鉱を従来の鉱業権者がやる場合には一緒にやれるように相なっております。

なおこの法律の改正におきまして優先権を認められる場合が三条以下にあげられておるのでございますが、これは現在すでにウラン鉱、トリウム鉱を採掘してある者あるいは掘採する準備のために何らかの土地に関する権利を取得してある者、この二人が優先するようになつておりますけれども、すでに他の法定鉱物について鉱区を所有しておられる人の鉱区にはかの人が第三者的にその同じ鉱床内で掘採するという事例は事実上起らない。従いまして従来すでに鉱区を持つておる人の法定鉱物と重複してウラン鉱、トリウム鉱

を採掘される場合には、実際上のそこは来たさないうふうな考えております。

それから第二の御質問の、今後そのようにして掘採されましたウラン鉱、トリウム鉱をどういうふうな処理されるかという点でございますが、これは現在のところまだ最終的には法律で定まっておるわけではございませんが、大体の方針としては、御承知のように、ウラン鉱、トリウム鉱は新しい鉱物でございますし、その処理の仕方につきましては、あるいは先ほど御指摘にありました製錬等の問題についても、また技術的その他についてまだ問題が残っておりますのでございます。

また原子力基本法のような考え方に基いて処理されまされるには、おそらくこのウラン鉱、トリウム鉱は何らかの機能によって買収されることになる可能性が多いと思ひます。そういう形で今後製錬なりあるいは製錬以後の管理が行われていくようになると思ひます。

○田中(武)委員 今原子力基本法というところでありますが、原子力基本法との関係はどうなんでしょうか。

○岩武政府委員 原子力基本法の中に原子力燃料の開発促進について鉱業法の特例を設けるといふ規定がございます。その関係の立法は、結局鉱業法の改正に基きまして鉱業権が設定された鉱物につきまして、その探鉱あるいは出ました鉱物の流通、製錬等につきましていろいろな措置が講ぜられると思ひております。なかならず探査探鉱の段階におきましてこれを容易ならしめますように、現在の鉱業法の規定にありますが、二、三お伺いしたいと思ひます。

○田中(武)委員 今原子力基本法というところでありますが、原子力基本法との関係はどうなんでしょうか。

は申し上げませんが、いろいろ時間がかり、手数がかかるのを簡略化したいところ、それからもう一つは、鉱区を持ちまして、これを現実に開発しない、いわば権利の上に眠るという者がないように、所要の措置を講ずるというふうなことが内容になっております。そういうような立法がされるように原子力基本法の提案者の方から聞いておるわけでございます。

○田中(武)委員 そうしますと、これによって掘採されたウラン鉱とかトリウム鉱のそれ以後のことは、いわゆる原子力の管理の三原則といひますか、自由民主的な運営、それから研究の公開、こういう上立つて運営せられる、こういうことでございますか。

○岩武政府委員 掘りまされた以後の過程におきましてもそういうふうな別個の措置が講ぜられるように聞いておりますし、また掘ります前の段階の探鉱あるいは事業の着手ということにつきましても特例を設けられるというふうな規定になっております。その内容等まだ詳細に承知しておりませんけれども、あの基本法の根本規定に基きまして所要の立法がされる、こういうふうな承知しております。

○田中(武)委員 もう一ぺんはつきりとお伺いしておきたいのですが、原子力の管理の方の、いわゆる三原則といひますか研究の自由、民主的な運営、それから研究の公開というふうな線に沿って、掘られた以後のものが管理される、こういうことになるのですか。

○岩武政府委員 さような趣旨だと存じております。

○田中(武)委員 それでは少しこまかい点ですが、二、三お伺いしたいと思ひます。

まず第二条以下の規定によりまして、「この法律の施行の際現にウラン鉱若しくはトリウム鉱を掘採している者」云々というふうな規定になっているのですが、トリウム鉱とかウラン鉱を現に掘採しているものがどれくらいあるのか、現在ではそれらの人は鉱業法の適用がないのですが、今日はそのような法に基いてやっておりますのか。

○松尾政府委員 御承知のように現在の段階におきましてはまだ踏査あるいは探査の段階でございます。一部そのためにある程度のボーリングをしていく向きもあるようではありますが、本格的な掘採をしていくところはまだないように聞いております。ただしいて申しますれば、たとえば福島県の石川地方におきましては若干試験用といひますか、学校の標本程度のものを掘つていくように聞いておりますし、また四国の方では、どの程度の品位のものか承知しておりませんが、堅石とかいうものを掘つていく程度で、本格的な掘採状態にはまだ入っていないという状況でございます。

○田中(武)委員 この法律の施行によつていわゆる申請をした者には優先権が与えられることになりまして、いわゆる山師的なところからみだりに申請が出てくるのだらうと思ひますが、そういうふうなものについても今後どういうふうな行政的に管理していくか、こういう点についてお伺いしたいと思ひます。

○松尾政府委員 先ほど申し上げましたように、現在掘採をしているものといふものの例は非常に少ないと思ひます。また掘採しているかどうか、優先

権を認めるかどうかの点は、法律施行に際しまして、たとえば市町村長が現に掘採していることを正式に確認しなければならぬとか、あるいは通産局の担当の者が現地を調査いたしました、その確認がなければ三カ月間といへども優先権を認めるわけには参りません。そういうことで実際上の今御指摘のありましたような御懸念の点は解決して参りたいと思ひております。

○田中(武)委員 もう少しちよつとお伺いしたいのですが、実際上の点はと申すことは、何か引き続き三カ月以前とかにやつておつたというものの確認をする何か方法があるわけですね。証明する方法が。

○松尾政府委員 第二条にございまして、この法律を二月一日から施行いたしますと、それから三カ月の期間に限つて認めるわけでありまして、その既成事実の確認はやはり現地の市町村長の確認に基きまして調査というふうな手続を従来もやつておりますし、今後もしやというふうに制限的に運用して参りたいというふうに考えております。

○田中(武)委員 附則第十一条には、たとえば「相当の補償金」とかあるいは「相当の担保を提供すべきこと」と云々というふうな規定で、いわゆる「相当」という言葉がそれこそ相当使われているのですが、このいわゆる「相当」であるかどうかはだれがきめ、またそのきめる標準はどのようになっているか。

○松尾政府委員 補償の問題は通例法律の条文ではある程度の表現しかできないのが通常でございますが、このような場合には現実には当事者双方の話し合い、協議によつてきめていただくというところに相なりますが、もしどうしても協議が整わないような場合におきましては、通産局長がその間の協議について間に立ってきめていただくというふうなふうな相なっております。

○田中(武)委員 通産局長が間に立ってきめるということですが、そのうすると十一條の四の規定に「通産産業局長の決定を申請することができ」となつておりますが、この申請を受けた通産局長はあつせんという格好をとるか、それとも決定の格好をとるか。あるいは決定をするとならばどのような標準をもつて決定するか。

○松尾政府委員 これは条文にございまして、通産局長の決定を求めることができるわけでありまして、この決定をいたします際には、第五項にございまして「現在の鉱業法の四十七條二項から六項までが準用されておりますが、この四十七條の二項以下にございまして、やはり当事者双方の出頭を求めて公開による聴聞の手続をいたしまして公正な手続を経て決定する」というわけでありまして、当事者間いずれにも無理な決定にはならないと思ひます。

○田中(武)委員 私のお尋ねしたいことは、そういう手続を経てやるのですが、この通産局長のやる決定のやり方です。あつせんという立場でやるのか、権力的な決定の立場でやるのか。

○松尾政府委員 この法律の趣旨は単なるあつせんではございまして、決定でございます。

○田中(武)委員 そうすると通産局長

がぎめたことは双方服従しなければいけないのです。——もしも不服の場合にはどういふことになるか。

○松尾政府委員 決定そのものについてまず大體そこで解決つくと思ひますけれども、もし決定に従ふことができないといふことになりまると、現在の鉱業法の百七十一條以下の規定によりまして異議申し立ての手続がまたさらにされております。

○神田委員 次は八木昇君。

○八木(昇)委員 私はアルミニウムの問題について簡単に四、五項目御質問いたしたいと思ひます。

最初に大臣にお尋ねをいたします前に、鉱山局長その他通産省の御当局の方にまずお伺いしたいと思ひますが、最近アルミニウムの問題について、特に庄延業者その他多数の国内四十社の方たちが非常に苦境に立っております。そのために一部破産倒産をしております。そのために労働者も非常な苦境に立っているわけでありまして、一体どういふわけでそういう現象が起きておるかということについて私も考えてみまするに、そのほとんど大部分の理由は、一部アルミの地金が不当に外国に輸出をせられておる。そういう製錬業者のやり方に根本原因がある。こういうふうな考えざるを得ないわけでありまして、そこでそういう観点から具体的に、二お伺いをいたしますと、昭和二十七年に對米協力輸出というふうな名のもとに、約八千トンのアルミの地金が外国に、まあ米國方面だと称せられておりますが、輸出をせられたようであります。しかもこの輸出の結果、翌年の昭和二十八年には国内のアルミ地金が非常に不足をして、

今度は逆に千二百トン輸入をしてあります。こういう現象が起きておるわけでありまして、しかもさらにこういう状態であるにかかわらず、昭和三十一年度に至りましては約三千五百トンが英國のカナダ・アルミ系の商社工場にまた輸出をされておる。こういう現象が起きておるわけでありまして、そこで私はお伺いをいたしたいのでありますが、昭和二十七年に約八千トンの輸出をせられたときの、大ざっぱなところでよろしゅうございいますから、国内の製錬業者、主として日経、住友、あるいは昭電、こういう三社の輸出の数量、大體どのくらいを輸出せられたか、と同時に、果してそのときの輸入業者はアメリカであるかどうか、そのときの輸出の価格はFOB幾らであるか、こういう点をお伺いしたいわけでありまして、昭和三十一年度の輸出の三千五百トンのときについても、同じく三社別の輸出の数量それから輸出入業者の契約者は一体どういふ人々か、そのときの輸出の価格は幾らか、これを国内の価格と比較してどうであるか、こういう点をまずお答えいただきたい、こう思ふわけでありまして。

○松尾政府委員 ただいま御質問の点は、数字にわたって二十七年度それから三十年度の両方の比較を計数的に御検討になりたいのと思ひます。ここに若干の資料がございましてけれども、後ほど両方の比較表で差し上げたいかかと思ひますが、いかがでございましょうか。

それから全体としまして、現在地金の輸出価格と国内に回しております国内の価格というものは、地金に關しまし限りは大体同じであります。ただむ

しろ国内のアルミ庄延業者の關係に對しましては、輸出向けに限っては御承知のように特価提供をいたしております。御承知のように国内の価格は、トシ当り二十万でございまして、輸出特価提供をいたしまして、輸出業者、輸出のための庄延業者關係には十八万円で提供いたしておるわけでありまして、その三十年度における数量につきましては、アルミ地金の輸出の見込み計画といたしまして、当初一万四千五百トンを計画いたしておったのであります。

その後の国内の状況、また輸出加工製品方面の需要の増加を見込みまして、地金の輸出は一万四千五百トンから八千三百トンへ、約六千トンあまり計画を縮小いたしました。逆に加工品の輸出のために国内のメーカーに渡します特価提供の分は、当初の計画は八千五百トンでございましたが、これを一万五千トン、そこへ二千トンほど特価提供の分を増加いたしまして、その間の要請にこたえるようにやつておる次第であります。

○八木(昇)委員 それではその辺のこまかい数字を具体的に表わした資料を近々のうちにいただきたい、こう思ひます。それでただいま御答弁にもありました通りに、昭和二十七年の輸出の際には、国内の価格は大体二十万円でございまして、輸出価格は十八万五千円くらいのところへ輸出をした。私の承知しておりますところでは、当時の国内価格は大体二十二万円内外、こういうふうな大體當事者の方々から聞いております。しかもそういうふうな輸出輸出をしておりながら、その翌年には逆に高い値段でカナダからまた入れておる。こういう矛盾をやつてお

る。またただいまの御答弁にもありました通りに、昭和三十一年度の分についても、国内の価格は大体二十一万円前後というふうな状況なのに、輸出は十六万五千円くらいで輸出をしておられる。實際業者のお話でありますから、私はそう思つておるのであります。しかもそういう低価格での輸出をするためのしわ寄せが、全部国内の地金の価格の値上りという格好に影響してきておる。そのために、そういう会社から地金を買つていろいろな製品をこしらえておる幾十の中小企業は、国内並びに製品の国外輸出、こういう面について、特に地金価格が非常に高いという面から全く行き詰まつておる。こういう現象が露骨に現われてきておるわけですから、従ひましてそういう業者の人たちは非常に困つて、今日いろいろ關係方面に御陳情になつておる、こういうふうな私どもは聞いております。

そこでこの際通産大臣にお伺いをするのでありますが、こういうふうな現象が起きておることについては、私は日本輕金屬の外資導入の問題がその根源をなしておる、こういうふうな思ふわけですね。御承知の通りに日本輕金屬が昭和二十七年の十月にカナダ・アルミ・リミテッドという会社と外資導入の契約をした。この問題は紛糾をいたしまして、当時の大藏大臣の池田勇人さんも、これは日本の国内産業を蹂躪化するものだといふので強硬な反対をいたしました。反対でありましたが、紛糾の末、最後に、この外資導入がきまるについては大きな条件がついた。いろいろございまして、そのうちの大きな条件の一つは、このカナダ・アルミ・リミテッドという会社が所有しておる

マレー方面の鉱山を、この外資導入を許すならば日本輕金屬に直接掘りをさせる、こういう約束になつておるから、それならばというので、最後にはこれが承認、認可をせられた。こういうふうな聞いておる。ところがその後の経緯には、そういうことは全く行われておらないという状況であります。そうして御承知のごとく、この外資と日本輕金屬との資本の割合は、ちょうど五十対五十、こういう状態になつておるわけでございますが、こういうふうな、實際にこの認可を与えたときとその後三カ年間の経緯というものが全く違つておるといふ状態に對して、これはもちろん大藏委員會あたりでもいろいろ問題になると思ひますけれども、通産大臣としての御見解をこの際お承知したい、こう思ふわけですね。

○石橋國務大臣 私はその詳細のことを存じませんが、外資導入のときの状況と今では条件が非常に違つておるというふうには聞いておりません。實際その鉱山を直接掘りしておらないのは、まだそこまでやらなくても、鉱石の輸入が可能であるから掘つていないのだ、こういうふうな聞いておりますが、なお研究しまして、事實ならば一つ……。

○神田委員 八木君にちよつと御相談しますが、通産大臣は參議院の關係がありますから、大臣に關係ある部分をお進め願ひたいと思ひます。

○八木(昇)委員 これらの詳細を大臣がよく御承知でないもので、そういうお答えであらうと思ひますし、やむを得ないと思ふのですけれども、これは嚴然たる事實でございまして、そのときの約束は直接掘りをやらせるといふこと

であったが、それは当時のいきさつをよく承知しておる人のお話でも明らかであります。そして実際に事実を御調査になれば、向うの会社それ自体にも、ほんとうは日本輕金屬に直接掘りをやらせるような実際の腹がまえもなかったし、今日あれから三年にもなるにもかかわらず、具体的に直接掘りをやるような計画も準備も一切行われておらない、そしてまた現地の状況は、いろいろ政治的な不安、結局いろいろな共産ゲリラが出るとか何とかいうようなことから、実際問題として掘るような条件はないというようなところであることが明らかになっておる。しかもあれから三年を経過しておるという事情でありますから、この点はさらに事実を突き詰めて明らかにしていきたいと思ひます。

それともう一つは、そのときの外資受け入れの条件の中に、五〇％の株をカナダのアルミ・リミテッドに売り渡すというのと同時に、百八十万ドルの融資をする、こういう約束に、明らかになつておたわけであります。ところがその融資も、今日まで一銭もよこされておらない。しかも配当金は取られる。しかも先ほど申しましたように、非常に安い価格でもって、その製錬された地金を向うへどんどん取られておる、こういう状態だそうなんです。そういうような、実際の初めの話と事実が全く違つておるという事態が起きた場合には、何らかの手が打たれてしかるべきだ。受け入れるまでについていろいろとかやましく論議をしたが、とにかく格好だけは作つて入れてしまつたら、自分の会社に都合のいいように勝手にどんどんやつておる。こういう

事態に対して、とるべき何らかの処置があつてしかるべきだと思ひます。そこら辺の御見解をお伺ひしておきます。

○石橋國務大臣 これは意外なことを伺うのですが、しかし政府が手を出す先に、日本の株主がよくそんなことを承知するものだと、不思議に思ひますね。お話のようなならば騒がなければならぬ。しかしまだそれを聞いておりません。よく調べましょう。

○田中(武)委員 この際ちよつと八木委員の質問に関連して、大臣の見解を明らかにしていただきたいと思ひます。

今の質問の中にも現われているように、いわゆる外国資本との提携あるいは外資導入が、そのことによって、日本の産業を外国が支配していく、またそういうことによって産業の独占化が行われ、中小企業を圧迫するといふような事実が現われている。ことに五〇％というような、いわゆる五十対五十というような率において外資を導入する。このような問題について、外資導入の問題が産業界に相当大きな問題を起しておるときに、大臣はどのように考えておられるか。通産大臣として立て、どのような御見解を持つておられるか、はつきりとお示し願ひたいと思ひます。

○永井委員 関連して、今八木君の質問に対して、大臣は、株主や重役がよく黙つておるといふ御不審を持たれた。私も同様な不審をこの問題について持つておりますが、その株主が黙つておるといふ前に、こういう重要な基礎産業の關係に、半分の外資が

入つてくる。そうすれば、その事態がどうなるかといふような事柄についての大よその推定といふものはあるべきはずなんです。第一、この外資導入を政府が許可したといふことも、私は日本の役所は一体どこを向いて仕事をやつておるのか驚くほどです。それが許された、そして入つてきた。入つてきて、どういふようにやられて、重役は、自分の一身上の利益だけが保証されれば、日本の国の産業はどうなつてもいい、こういうことで黙つておるのだらうと思ふのですけれども、経済界と日本の役所と、こういうものが外資に対して現在ノー・ブロースの状態——ノー・ブローならまだいいの

ですが、媚態を示しておるといふような情ないかどういふ状態に対して、私は猛省を促さなければならぬと思ふのであります。八木君は順次論議を張つてずつと進めることでありましようから、私は八木君のこれらの質問を重く要視しなければいけないと思ふのです。一応これらの問題について——マレーの山を直接掘りさせるといふた、あるいは百八十万ドル融資をするといふた、非常に低利の金で、そして何年か据え置きでやるという条件でやつてきて、実際は実行しないで、自分の方の持つていくものだけは持つていく。こういうやり方に対して、大臣が、この程度のことは知らなくてもやむを得ないとしても、実際にアルミが、現在原料がなくて、加工業者が四苦八苦しておる。しかも日本のアルミ加工業というのは重要な輸出産業である。こういうような重要な問題について、口の先で輸出振興だ、国産奨励だといふかけ声ばかりかけて、こういう

具体的な問題について大臣がさつぱりお知りにならぬ。しかも大臣の部下がそういうことについてのんきにしておるという、こういうスタッフをもつてしては、大臣がどんな考えを持つていたつて、これはできるものではないと思ふのです。これに対してしつかりした答弁を一つおわらわしたい。

○石橋國務大臣 まず外資導入の問題ですが、これはお話のように、外国資本が来て、日本のある産業を独占すること、ことに基礎産業を独占するとか何とかいふことは、むしろ好ましくないのであります。それから、あまり外資に対して神経質になつて、何もかも断るということも行き過ぎだと思ひます。実は現在は、御承知のように外資について審議会があつて、なかなかやましくやつておるから、容易に外資が入らぬ。むしろもう少し許した方がいいのじゃないかと私など思ふほどやましくやつておるから、さうでは、一方において利益もあれば、他方においてまたいろいろの故障の起る懸念もあつて、許す、許さぬといふことは十分嚴重に審査をしてやらなければならぬと思ひます。

その輕金屬の方のことについては直接知らないのです。しかしさつきも申しましたように、そんなに契約違反をしておるのを会社自身が黙つておるというふうなことは不思議な現象です。なお一つどういふ事情か調べてみます。

○八木(昇)委員 くだいようですが重ねてお伺ひいたします。私が先ほど来申し上げましたことは、ごく若干の違ひがあるとしても事実その通りでございいます。そこで私の言う通りであるとするなら、第一外資の一つの企業のうちの五〇％も入れるといふようなことが自体が問題だと思ふ。アジアの各国あたりでそういうところはほとんどない、フィリピンやその他ですらも四九％までしか入れさせない、こういう状況であらうと思ひます。それ自体が問題でありますけれども、それは一応別として、外資を受け入れるときに認可条件と事実が全くこれだけ違つておるといふようなときにとるべき措置はないのかといふことを聞いておるのです。認可するまでには嚴重に審査をして幾ら認可をしたところで、その通りに行われぬ事実に対して手放しであるならば、幾ら審査のときにも嚴重にしようとも、これは何とも底が抜けておる、こういうふうに通うわけです。私の言う通りの実情であるとするならば、そういう場合一体どういふ措置をとらうとされるお考えであるか。これは最近の傾向からいいますと、單にアルミの問題だけでなく、あらゆる産業にどんどん露骨になつてきつた。その点をもう一度お答えをいただきたいと思ひます。

○石橋國務大臣 その点も第一に経営者もしくは日本側の株主の問題でありまして、その会社自身に問題が起つていないといふ場合に、政府がそれに干渉することができるといふか、そういう方法を今私は存じません。ないのじゃないかと思ふ。けれどもこれは一つなお研究いたします。その輕金屬の場合、具体的ことは知りませんが、今も、今ちよつと聞いたところでは、

いがあるとしても事実その通りでございいます。そこで私の言う通りであるとするなら、第一外資の一つの企業のうちの五〇％も入れるといふようなことが自体が問題だと思ふ。アジアの各国あたりでそういうところはほとんどない、フィリピンやその他ですらも四九％までしか入れさせない、こういう状況であらうと思ひます。それ自体が問題でありますけれども、それは一応別として、外資を受け入れるときに認可条件と事実が全くこれだけ違つておるといふようなときにとるべき措置はないのかといふことを聞いておるのです。認可するまでには嚴重に審査をして幾ら認可をしたところで、その通りに行われぬ事実に対して手放しであるならば、幾ら審査のときにも嚴重にしようとも、これは何とも底が抜けておる、こういうふうに通うわけです。私の言う通りの実情であるとするならば、そういう場合一体どういふ措置をとらうとされるお考えであるか。これは最近の傾向からいいますと、單にアルミの問題だけでなく、あらゆる産業にどんどん露骨になつてきつた。その点をもう一度お答えをいただきたいと思ひます。

○石橋國務大臣 その点も第一に経営者もしくは日本側の株主の問題でありまして、その会社自身に問題が起つていないといふ場合に、政府がそれに干渉することができるといふか、そういう方法を今私は存じません。ないのじゃないかと思ふ。けれどもこれは一つなお研究いたします。その輕金屬の場合、具体的ことは知りませんが、今も、今ちよつと聞いたところでは、

とにかく会社自身が経営上について今日分でマレーの山を掘る必要がない、資金の必要もないというようなことから資金も入ってこない、それから直接に山を掘っていない、こういうふうな聞いておるのです。ですからもしそうだとするならば、契約違反でなくて、実際会社の経営上必要がないからその契約をまだ実行していないということではないかと思うのです。なお一つ事實は調査いたします。

○八木(昇)委員 その点会社の言い分は私どもとしては非常に表面をつくらうての詭弁を弄しておられるのだというふうな思っておりますけれども、その辺は事實を確かにお調べの上でやっていたいだきたいと思ひますし、同時に今のように外資導入後の事態がきわめて遺憾な場合にとるべき措置、もし法律上にうまい措置が現在ないとするならば、新しくそういう措置を考へるということについても通産大臣の今後の御指置をお願い申し上げるわけでありま。

それからなお鉱山局長あるいは公取関係その他に御質問をした上で大臣にお伺いしたいと思つたのですが、他の方へ行かれるような模様でございますので、もう一つだけ大臣にお伺いしておきます。と申しますのは、現在日本軽金属というのが国内の製錬業のほとんど七〇%の仕事をしておるのじゃないかと思つたのです。従いまして日本軽金属の先ほど来申し上げましたような状態は、日本アルミ製錬業全体が外資によって支配をされておる、しかもその下に連なつておる各庄延業者をも含めて、全アルミ業界が外資によって勝手に左右され、支配されておる、

こう言つても決して過言ではないと思ひます。しかもこういうあり方を主観的にはどうお考えであるにしろ、結果的にはこういうあり方をさらに助長しておるような結果をもたらしておるもの、一つに電力問題がある。と申しますのは、アルミの製錬に當つてアルミはもとよりとんぼ電気であると言われるほど電力の消費量が非常に高いということ、これは御承知の通りであります。ところが日本軽金属に關しては、これは自家発電電、これはおそろく戦時中に日産に接収をせられたのが、数年前、昭和二十四年ころであると思ひますが、これは富士川水力十五万キロからのものだと思ひますが、これが日本軽金属の自家発電所として現在動いておるわけでありま。従つて日産は非常に有利な立場に立つておりますが、住友あるいは昭和電工、こういう方面の自家発電所は、おのれの手元に戻つておるわけでありま。こういう事情に對して何らか措置が打たれるべきでないか。實際に公正の競争ができるような措置がとられないと、これは日産の独走というところになり、しかもその独走ぶりは外資によるところの影響を受ける独走、こういうことになりま。恐るべき悪影響をもたらす、こういうふうな思つたわけでありま。その辺のことについて大臣の御見解を承わりたい。

○石橋國務大臣 これも私は的確な事實を今知らないのではありませんが、私の記憶では、あの軽金属の富士川の電力だけは日産が接収しなかつたのだと思ひます。なぜかという供給事業をやつていなかった。全く純然たる自家

用の発電所はあつたとき接収をしなかつた。そのために軽金属が今でも自家発電を持っておる。ほかのところのものは、多くは自分のところでも使つておるが、一部分を供給の方へ流しておる、たといふことで、妙な話ですが、接収されたので、それが今復元になつていない部分が多いのです。ただいま通産省の方針としては、自家発電は復元できるかどうかは問題でありま。今後できるだけ自家発電というもののについては特に電源開発をやることを奨励するといふか、許可をするといふつもりであります。ですから自家発電電をやるうとする業者に對して別段の制約は加えておりませんし、加えないつもりであります。今アルミニウムの生産が軽金属はどのくらいかといふことをちょっと聞いたのでありますが、全供給量の大体五〇%程度のものが軽金属に屬するものであります。

○八木(昇)委員 あまりこまかいことは大臣にお伺いいたしませんけれども、今後自家発電電をやつていこうとするものについては奨励をするといふことはわかりましたけれども、しかし今の昭電、住友化学、その他にも若干あるかもしれないが、こういうところからかつて自家発電所はおのれのものであつたわけでありま。それが今日戦時中の日本発送電会社の設立に當つて接収せられた。そうして今日そのために日産との競争において著しい劣勢の立場に立つておる。たとへば住友の例をとると、住友それ自体はもちろんそれは相当大きな資本でありますけれども、このアルミニウムに關する限りにおいては日産と競争にならない。従つてこういう状況になつていふと思ひます。

そこでかつて自家発電所としてみずからの所有であつた発電所について、特にアルミニウムの現状に照らして、何らか措置をするお考えはないかどうかといふことをお伺いしたい。それと、もしその措置が万一早急にできない場合に、これは日本軽金属との競争の關係において、発電所の復元ができないうまでも、何らかとるべき処置があり得るはずではないか、こういうふうな思ひますので、そういう何らかのさしあつた措置をとるお考えはないかといふ点を重ねてお伺いいたしま。

○石橋國務大臣 住友などはある形で自家発電を持っておるようでありまが、自家発電を現在持つておらないアルミニウムの製錬業者に對しては、特別の処置をとることは今のところ手がありま。それぞれの企業者の努力によつて何とかしてもらうといふこと以上には、政府の方としては積極的な何をやるという方法は今のところ考へておりま。

○中崎委員 ちょっと関連して一言。ただいまずっと問題になりました外資に關する問題であります。これは近來相當露骨に日本の産業經濟の上に、いろいろあの手この手で日本の産業資本を圧迫しつゝあるといふふうなことを見受けるわけでありま。そこで先ほどお話がありましたように、五〇%程度の日本の会社に対する株を持つてい事業が、しかも相當重要な産業の面においてもたくさんある。最近これについて外資委員会等において、多少警戒的であるといふことが見受けられるのであります。いづれにいたしましても、問題は單なる民法上の契約者の問題ではないと思ひます。言いかえすと、外國の資本が日本の産業經濟を多く支配するといふようなことで、これがさらに國民生活の上にも、いろいろ独占的な形等において、大きな公共の福祉に關するやうな問題もあるわけでありま。そこでいろいろ条件等もつけられておるわけでありまが、それに対して今通産大臣は、これに對するところの策はあまり考へられていないようにも見受けられるのであります。こうした問題については、行政的措置において講じられるものは十分に講ずると同時に、法的欠陥があればその点について十分な考慮を払われて、それで一体これはほんとうにどうするかといふことを新しい角度から検討してもらいたい。今日まで各方面において外資のいろいろな運用なり実施が行われておるのではありませんか。株主が異議を申し立てないといふことで、政府の方ではこれはどうにもできないといふ考

以上をもちまして大臣への御質問を終ります。

え方は間違ひであつて、株主といへど

もやはり事実上押えつけられてどうにもできない。ほんとうにしくじりきわつていて、何とかしなければならぬと思ひながら、それを外部へ持ち出し、同時にこれは国家的損失でもあるというところになるのであるから、その点はさらに今までのいろいろな取りきめについての運用を一度再検討されることが必要であると同時に、行政的並びに法律的措置を今後強力に講ずる。さらに今後において、外資の導入等の問題、あるいは無為替輸入等の形における脱法が目につくようなものが、たくさん最近では露骨になりつつあるような状況にもある。これらの点について一体どういふ方針で対策を練るかという点について、真剣に慎重に一つ考えていただきたいということを要望して、これについて大臣の所見を一つお聞きしておきたいと思うのであります。

それから先般米問題となつた硫黄の問題であります。これは大臣とわが党の永井委員との質疑応答において、どうも自分はわからぬけれども、もし永井君の質問するようないふことがあり、妥当なやり方でないといふふうなことも見受けられるならば、さらに調査をするといふことも言われておつたのだが、一体これに対するところの回答をまだこの委員会においてわれわれは聞いていない。それからどういふ調査をされて、どういふ結論が出ておるかといふことを一つ聞きたい。さらにまた納得のあまりいかなうな一方的な方向に政府が方針を進められるということになれば、財界あるいは業界においても、相当困難な問題が起り得る可

能性もあるといふことを十分に御判断願つて、これに対する妥協な策をどうするかといふことをこの際お聞きしておきたいのであります。

○石橋国務大臣 最初の方の外資の問題については、御意見は承つておきますし、また大体今の日本の中の委員会の空気も、お話のような空気に向いてきておるのにならぬ。私はむしろ行き過ぎになるのじやないかと心配しております。これは資本財でも物でも、できるだけ自由な交流が必要なんです。向うから物を入れなければ、こっちも出られない。日本もアメリカへはまさか出ていく力はないけれども、東南アジアとか中南米というものは出ていかなければならぬ。そのときに日本があまりナショナルイズムをやつていくと、向うもナショナルイズムをやつていくことになるのでありまして、その辺はよほど慎重に考えないと、ただ外資を入れさえしなければいいといふふうにもいかなうと思ひます。ですからこれは一つ一つの問題になると、なかなかめんどろな事柄も現にあるわけですが、とにかくそういう点であまりにひどいナショナルイズムなやり方はしたくないといふのが、私の考えです。

ものは輸入する、こういう考えでおります。

○神田委員長 ちよつと速記をやめて。

○神田委員長 速記を始めて。  
鉱業法の一部を改正する法律案については他に御質疑はありませんか。

○神田委員長 御質疑もないようでありまして、これにて質疑は終了いたしますことにいたします。

引き続き本案を討論に付するのであります。討論の通告がありませんので、直ちに採決に入るに御異議ありませんか。

○神田委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

○神田委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

○神田委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

○神田委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

○神田委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

○神田委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

○小室説明員 可燃性織物の法案に對しまして日本側の立場をどう限り主張し、貫徹するという目的でどういふ具体的な運動、手段を講じておつたかというお尋ねに對しまして、着任早々であるので答弁を留保したのであります。この点を申し上げます。

一九五四年三月に国内におきましては、可燃性織物法緊急対策委員会というものを関係業者の団体五個をもつて組織いたしました。これは輸出の関係、生産の関係、また染色加工の関係がこれによつて網羅されておる形になつておるわけでございます。そこで業界の総意を集めまして、いろいろなルートからアメリカに對して運動したわけでありまして、先においては在米商業会議所、日本人の商工会議所でございますが、そこが主として中心になつて、むろ大使館なり総領事館がいろいろな形でこれに協力して参つたのであります。その費用は関係五団体で支弁しておるほか、ここでもちよつとこういうことを申し上げるのはどうかと思ひますが、政府の方でも若干これに補助をしております。ただこれをあまり表に申しますのもちよつとデリケートの点もありますから若干という程度にさせていただきます。そういたしまして若干実効を上げまして、可燃性の程度について緩和規定が入つたことは御承知の通りでありますけれども、まだマフラー、スカーフを完全に除外するところまで残念ながらいき得なかつたので、この点についてさらに運動を続行する必要があります。こ

ういふふうにお考えである次第でございます。

○鈴木(周)委員 それにつきましてお尋ねしたいと思うのですが、第一、生産工程におきまして、私長く福島第二重工業社や日東紡の前身で、網織物の原料であるベニヤ等を製造した関係におきまして、練り場というものは工場の一部份にかなければならぬ、こういうことは事実であります。

福島で私たち第二重工業を三、四百台持つて経営していた時分には練り場もそばにありました。ところが川俣方面にありまして今日の練り場、すなわち工場の延長である練り場が独立されていると同時に、一つも最近研究されておる。昔の形態のまま経営されておる。そういう場合において他に業者ができればどうもこれを防ぐ方法をとつておる。こういう場合におきましては、この可燃性の織物に對しても相当その品質やあるいは工場に對してその伸度を弱めるようなことが多いいやないか。事実私たちの経験によつて見ますとそういう場合があるが、これに對する措置等は、この可燃性織物についての関連したる問題について当局ではどういふふうなお考えをもつてこれを助長促進せしめるお考えであるか、お聞きしたい。

○小室説明員 お話の通り練り場と申しますか、いろいろな精練の工場というふうなものがあるが、独占的になる、あるいは十分新しい合理化を施さないことなどは、これは望ましくないことでございます。ただ、同時に考えなければならぬのは、染色加工、精練、こ

ういふ設備が日本全体として見ると過剰なものであります。そういうことか

らいたしまして関係の調整組合で設備はこれ以上ふやさないといふような取りきめを行なつておるような情勢もよ

ういふふうにお考えである次第でございます。

○鈴木(周)委員 それにつきましてお尋ねしたいと思うのですが、第一、生産工程におきまして、私長く福島第二重工業社や日東紡の前身で、網織物の原料であるベニヤ等を製造した関係におきまして、練り場というものは工場の一部份にかなければならぬ、こういうことは事実であります。

考慮に入れなければならない。個々の具体的な問題については具体的な問題としてこれを掘り下げて検討したい、こういうふうな考えておる次第でございます。

○鈴木(周)委員 練り場というものは生で出すべきものではないので、それは工場の延長だと私たちは信ずるものであります。法の見解はどうであるか、その御意見を一つ伺つてみたい。

○小室説明員 お尋ねの趣旨が少しはつきりいたしません、ただいまの染色加工の調整組合でも取り締めておる設備の対象と今の問題になつておる設備が果して合致するかどうか、こういうお尋ねでございましょうか。

○鈴木(周)委員 練り場そのものは織り場の延長であると私たちは承知しておるのですが、当局ではこれを調整組合に入れてやるのかどうか、これを一つ根本的に解決しなければならぬと私たちは見ておるのだが、その点をお聞きしておるのであります。

○小室説明員 織布部門と染色加工、精練の部門は非常に密接な関係がございまして、おそろく不可分の関係もあると存じますけれども、中小企業安定法等の關係とは別個に処理されているかと存じます。着任早々でありますから非常にこまかいところになりますと自信がございせんけれども、これはもし間違つたらあとで申し上げますが、大体そういうことになっておると存じます。

○鈴木(周)委員 それではなお一つ希望として申し上げておきますが、私たちの経験から見ますと、川俣なら川俣というふうな特殊なる織物、すなわち

可燃性の織物を主としておりますが、こういう場合におきまして持ち運びや、あるいはその他の關係上においてその品質のいたむこと、あるいはそれを早く工場としてはでき上らせて輸出する、こういう場合におきましては、どうしても工場の延長と私たちは見なければならぬ。たとえば倉庫というものも製造業者の工場の延長として見ると同様に、織物を使う立場においては、白練りだけは、どうしても工場の延長と見なければならぬ。それを調整組合よりはずすべきか、これを調節して自由にまかし得る方法を講じ得るかどうか、その点の見解を一つお聞きしたい。

○小室説明員 現状においては、先ほど御答弁申し上げた通りでありますけれども、着任してございまして、今の御質問の趣旨、御意見の趣旨なども参考といたしまして勉強させていただきたいと思つております。

○鈴木(周)委員 それではこの程度にとどめておきますが、幸い通産局長も来ておられるから一つお許しを願ひます。第一最近におきます日本の農水産物カン詰中では、農産物カン詰の出問題について一つお聞きしたいと思ひます。世論も喚起しなければならぬと思ひます。ミカンのカン詰は、大体において出来秋から三、四月までこれを多量に製造するためと、あるいは外国では美術品としても使うというふうな意味で輸出されておる。しかるに桃や

パイレットとかその他のくだもの類のカン詰は、出来秋にこれを製造しなければならぬ。そういう關係からい

たしまして、中小企業の方々たち、あるいは家内工業の方々たちが多くこれ

を製造して品質を統一して輸出されるということが現状であるし、長年の慣習になつておる。しかして今度の日英通商条約に關しまして、さきには申し込んで大体の了解を得られるというお話を聞いておたが、通産当局においては、その努力がどこまで持つていつて、どこでこれがはずれたのか。サケ、マスだけがそのワケに入つて、あるいはミカンカン詰だけがあのワケに入つて、あとが自由であるか。あるいは割当をきつとなぜできなかったのか、これを一つお聞きしておきたいと思ひます。できない原因がどこにあるとするならば、民間業者及び多数の農民に非常な大きな影響を來たすものと私たちは思ひ、特に社会党方面の方々は関心をお持ちになつておられると私たちは考えるのですが、その点を究明してみたいと存じます。

○板垣政府委員 ミカン以外のくだもの類のカン詰につきましては、私もこれは好個の輸出食品といたしまして、特にイギリスに對しまして売り込みたいという考えを持つておたのであります。今度の日英交渉におきまして、このくだものカン詰をぜひ向うのクオリタの中に入れてもらいたいというところで交渉しておりました。しかしながら今御指摘のように、サケ、マス

カン詰との關係もございしたのであります。くだもの類のカン詰につきましても、ぜひ一つ割当をもらいたいという交渉をしておりました。ところがイギリス側といたしましては、南アあるいは豪州あたりとの競争もあるということ、だいたい渡つておりましたが、結局向うと交渉の結果、ペアであるとか桃であるとかいう点につきましては、

原則的には異存がないところまでございまして、ところが御承知のように、今回の日英交渉は、日本側は非常な出超の關係で、立場上は非常に不利な立場にございまして、このくだものカン詰につきましても、新規要求にもなるわけでございます。従つてイギリス側としましては、新規要求であることをたてにとりまして、非常に大きな犠牲を日本にしまして、参つたわけであり

ます。ことにこのくだものカン詰につきましても、その他の新しい新規要求五、六ありましたが、これに合わせまして、特に石油問題につきまして、日本側としてちよつとのみがたい犠牲をして参りましたので、私どもとしてはこのくだものカン詰につきましては折れざるを得ない状況になりました。しかしながらただいま申し上げましたように、くだもの一部につきましては、イギリス側も原則としては、むづかしい状況でございまして、今度の一番近い機会、二月の日英交渉のレ

ビューの際に、もう一回この問題を取上げたいと思ひます。この機会に成功いたしませんでも、年に二回必ず日英交渉はございしますので、今後機会あるたびごとにこのミカン以外のくだもの類のカン詰の輸出につきましても努力をいたしたいと考えております。

○鈴木(周)委員 ただいまの御答弁は実にいい答弁であるようにあります。来年度の二月、またその次の七月、また翌年の二月と延びないように御配慮を願ふことに御努力を願ひぬければ、今発達しかつたこのくだものカン詰業者及び農民が非常に困るとい

うことを特に頭に置きまして、これを強力にお進め願ふことをこの際ここでお願いをして、私の質問を打ち切つておきます。

○神田委員長 次に請願審査小委員会設置の件についてお諮りいたします。ただいままでに本委員会に付託になりました請願は二十四件であります。この際請願審査のため、請願審査小委員会を設置したいと存じますが、御異議ありませんか。

○神田委員長 御異議なしと認めます。よつて請願審査小委員会を設置することに決しました。

○小室委員の數並びに小委員及び小委員長の選任につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

○鈴木(周)委員 御異議なしと認めます。さう決定いたします。

○神田委員長 御異議なしと認めます。それでは委員の數を七名とし、小委員に

小笠 公昭君 鹿野 彦吉君  
小平 久雄君 笹本 一雄君  
長谷川四郎君 永井勝次郎君  
中崎 敏君

小委員長に鹿野彦吉君を指名いたします。

本日の會議はこの程度にとどめます。次回は明十六日午前十時半より開會することにいたします。

これにて散會いたします。

午後零時二十八分散會

(參照)

鉱業法の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書  
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和三十年十二月二十日印刷

昭和三十年十二月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局